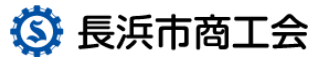


長浜市商工会からのお知らせ

令和5年9月15日(第50号)



長浜市商工会

TEL:0749-78-2121

FAX:0749-78-1300

情報配信専用e-mail:news@nagahamasci.or.jp

お役に立てる情報の配信に心がけております。
ご要望などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<目次>

- ① 「こほくハロウィンフェスタ」 飲食・フリーマーケットブースへの出店者募集について
- ② 地域のお店を応援! 「新しが割」 参加店舗募集について
- ③ 長浜市市有地売却情報について
- ④ 巡回訪問強化期間(第2弾全会員巡回)の実施について
- ⑤ インボイス制度に関する改正について
- ⑥ 電子帳簿保存法への対応を進めましょう!
- ⑦ 令和5年度関西広域連合食品事業者・農水産物生産者を対象としたWEB型マッチング商談会参加事業者の募集について
- ⑧ メールマガジン第50号記念アンケートの実施について

① 「こほくハロウィンフェスタ」 飲食・フリーマーケットブースへの出店者募集について

長浜市商工会青年部では、新型コロナウイルス感染症の影響により失われつつある湖北地域の人々の笑顔と活力を呼び戻すための地域振興イベント事業として、「こほくハロウィンフェスタ」を開催させていただくこととなりました。
つきましては、当事業における飲食・フリーマーケットブースへの出店者の募集を行いますので、出店を希望される方は、長浜市商工会ホームページの募集要項をご確認の上、「こほくハロウィンフェスタ実行委員会(長浜市商工会内)」までお申込みください。

開催日程: 令和5年10月21日(土) 9:00~15:00
荒天中止(中止の判断は前日午前中に行います)
実施場所・会場: 奥びわスポーツの森
長浜市早崎町1667



事業内容：
・ ロードトレイン(タイヤ走行の子供向け乗用アトラクション)の運行
・ 飲食ブース(募集対象)
・ フリーマーケットブース(募集対象)
・ 働くクルマ大集合

出店申込： 添付しております申込書・誓約書に必要事項をご記入の上、9月29日(金)期日厳守にて長浜市商工会内「こほくハロウィンフェスタ実行委員会」までお申込みください。

TEL:0749-78-2121 FAX:0749-78-1300

E-Mail: info@nagahamasci.or.jp

※ 事業の詳細は長浜市商工会ホームページにてご確認ください。

長浜市商工会ホームページ: <https://nagahamasci.or.jp/news/kohokufuesuta/>

② 地域のお店を応援！「新しが割」参加店舗募集について

物価高騰の影響を受ける県内の中小・小規模事業者の支援を目的として、「新・しが割キャンペーン」(第3弾しが割)が開始されます。

キャンペーン開始に先立ち、令和5年9月14日(木)から参加店舗の募集が開始されますので、積極的なご参加をお願いします。

参加対象： 滋賀県内で小売業・サービス業・飲食業の店舗を運営する事業者

※ 法人については、滋賀県内に本社を置いていること

募集期間： 令和5年9月14日(木)～10月4日(水)

※ 前回の「しが割」に参加された事業者の方も参加申請が必要です。

上記募集期間を過ぎても随時申請を受け付けられますが、登録完了がキャンペーン開始に間に合わない場合がありますのでご注意ください。

参加申込： 「しが割」ポータルサイト右上の「参加店募集(詳しくはこちら)」からWEBもしくはFAXにてお申込みください。

「しが割」ポータルサイト: <https://shin-shigawari.com/>



③ 長浜市市有地売却情報について

長浜市では、行財政改革の一環として、歳入の増加や維持管理コストの縮減を図るため、未利用財産の売却に取り組まれています。今般、下記市有地について売却処分を行うこととなりましたので情報提供させていただきます。

1. 入札実施案内配布期間・入札参加申込期間

令和5年9月11日(月)～令和5年11月13日(月)

2. 売却資産

物件 番号	物件所在地	登記地目	面積 (㎡)	予定価格(円) (最低売却価格)
1	長浜市余呉町東野字馳出し321番1	雑種地	283.05	1,160,000
2	長浜市高月町森本字前田258番1	雑種地	236.00	6,300,000
3	長浜市高月町森本字前田260番1	宅地	3,185.28	38,860,000
4	長浜市高月町西柳野字里ノ内520番 同所520番9	宅地	918.74	8,260,000

【問い合わせ先】

長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室
担当 的場、本田、鈴木
電 話 0749-65-1717 (直通)
FAX 0749-63-4111
e-mail zaikatsu@city.nagahama.lg.jp

※ 物件の詳細は長浜市ホームページまたは添付資料にてご確認ください。

長浜市ホームページ: <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000013303.html>

④ 巡回訪問強化期間(第2弾全会員巡回)の実施について

長浜市商工会では、新型コロナウイルス感染症への対応が変わったことに伴い、本年6月を巡回訪問強化月間と位置づけ、アフターコロナに向けた経営支援強化の取り組みを重点的に行いました。

今般、9月15日(金)～11月30日(木)を巡回訪問強化期間と位置づけ、**第2弾全会員巡回**を実施します。

巡回期間中、地区担当職員が皆様の事業所にお伺いし、経営課題の解決に向け個別にサポートさせていただきます。

【巡回期間】 令和5年9月15日(金)～令和5年11月30日(木)

【巡回訪問内容】

- その1 経営課題の把握のため「スピードアンケート2」を実施させていただきます。
- その2 お話をお伺いしながら、課題解決に向けた伴走型支援を行います。
- その3 経営課題の解決に役立つタイムリーな資料をご提供します。



【ご不在の対応】

不在票を添えてポストイングさせていただきます。

電話にて再訪問のお伺いをさせていただきますので、ご都合の良い日時をお伝えください。

また、再訪問を希望されない場合は、同封しております「スピードアンケート2 調査票」にご回答いただき、メール、FAXでご返送いただきますようお願いいたします。

⑤ インボイス制度に関する改正について

令和5年4月に消費税法等の一部が改正され、適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関して所要の見直しが行われました。

すでにインボイス発行事業者として登録されている事業者の方はもちろん、これからインボイス発行事業者になることを検討される事業者の方などにも影響のある事項ですのでご確認ください。

おさえておきたい4つのポイント！

- ポイント1: 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方
納税額を売上税額の**2割**に軽減
- ポイント2: 一定規模以下の事業者の方
1万円未満の取引、インボイス保存**不要**
- ポイント3: すべての事業者の方
1万円未満の値引き等、返還インボイス交付**免除**
- ポイント4: これから登録される免税事業者の方
登録希望日に登録が可能に



※ 改正事項の詳細については国税庁ホームページにてご確認ください。

国税庁ホームページ:

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>

⑥ 電子帳簿保存法への対応を進めましょう！

令和6年1月1日 完全義務化スタート！！

電子帳簿保存法は、税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データで保存すること、取引情報の保存義務などを定めています。

対象者は帳簿や書類の保存が義務付けられているすべての事業者(所得税や法人税を申告すべき、すべての事業者)です。

令和6年1月1日から、改ざん防止措置や検索機能の確保などの保存要件に従った電子データの保存が義務となります。

【保存区分について】

① 電子取引データの保存

メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルを必ず電子データとして保存する
全ての事業者が対応しなければならない

② 電子帳簿等保存

パソコンなどで作成した帳簿や取引書類を電子データとして保存する
利用は任意

③ スキャナ保存

受け取った書類などをスキャンして画像データ化し、電子データとして保存する
利用は任意

※ 詳細は添付資料にてご確認ください。



⑦ 令和5年度関西広域連合食品事業者・農水産物生産者を対象としたWEB型マッチング商談会
参加事業者の募集について

ポストコロナにおいて多様な販路の開拓を支援するため、関西広域連合域内の食品事業者・農水産物生産者と首都圏等の大型量販店や外食産業等の食品関係バイヤーとのWEBを活用したマッチング商談機会を創出することにより、関西広域連合域内の事業者等の販路開拓・販路拡大を支援します。

【日時】 令和5年11月28日(火) 9:00～17:00(予定)

【場所】 WEB(オンライン)商談 (参加する食品事業者等とバイヤーの事務所で実施)

【対象】 関西広域連合の区域内で生産または加工された食品等を取り扱う方であるとともに、生産・製造または販売に関する主たる施設を有する方

【参加費】 無料

【商談形式】 ビデオ会議システム(Zoom)を使用したWEB(オンライン)会議

【申込締切】 令和5年9月26日(火)17時まで

※ 事業詳細、申込方法等につきましては専用WEBサイトにてご確認ください。

関西広域連合WEB型マッチング商談会「専用WEBサイト」

<https://event.jma.or.jp/LP=4399>

⑧ メールマガジン第50号記念アンケートの実施について

2021年9月1日から配信を開始しました長浜市商工会メールマガジンも、おかげさまで第50号を迎えることが出来ました。

今後も会員事業所の「良き伴走者」としての役割を果たすべく、より良い情報の提供に努めてまいります。

つきましては、メールマガジン第50号記念アンケートを実施させていただきますので、必要とされる情報を含め、商工会への忌憚のないご意見をお聞かせください。

今後の参考とさせていただきます。

メール、FAXにてご返信ください。担当者の訪問の際にお渡しいただいても結構です。

10月10日(火)までにご返信くださいますよう、ご協力よろしくお願いします。

会員名(任意)

長浜市商工会へのご要望

メールマガジンへのご要望

その他ご意見・ご要望

長浜市商工会

TEL: 0749-78-2121

FAX: 0749-78-1300

E-Mail: soumu@nagahamasci.or.jp

こほくハロウィンフェスタ 飲食・フリーマーケットブース出店申込書

申込者	住所・所在地	〒		
	フリガナ			
	氏名	(担当者)		
	連絡先	電話 F A X	携帯 E-mail	
フリガナ				
企業名・団体名				
店内容 従業者数		出店内容	従業者	名
希望出店形態		フリーマーケットブース：2,000 円／1 区画 (縦 2.5m×横 2.5m)	ブース	
		キッチンカー：5,000 円／1 台	台	
		出店ブース（テント）：10,000 円／1 張（2 ブース） 5,000 円／0.5 張（1 ブース）	張	
電 源 (ご利用の場合はご記入ください)		W 使用される電化製品を具体的にご記入ください。 ※200V の機器の使用はお断りします。 ※コンセント 1 口 (1500w まで) は無料。 追加は 1 口につき 1,500 円の使用料を負担いただきます。		
備 考				

※フリーマーケットブースは事業者1社につき1区画まで、キッチンカーは2台まで、出店ブースは1張までとさせていただきます。上記申込書に必要事項をご記入の上、下記まで郵送又はFAXをお願いします。

※締め切り：9月29日（金）必着 ※期限を過ぎての申し込みは、一切受付けておりませんのでご理解下さい。

こほくハロウィンフェスタ実行委員会（長浜市商工会内）

〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水 2745

TEL : 0749-78-2121 FAX : 0749-78-1300

誓 約 書

私は、「こほくハロウィンフェスタ」への出店にあたり、下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合には、下記の事項について滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1. 自己または自社の役員等が、次の各号にいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (6) (1) から (5) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
2. 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

以上

年 月 日

住 所

企業・団体名

代表者氏名

こほくハロウィンフェスタ実行委員会 行
(FAX : 0749-78-1300)

市有地を売却します



【はじめに】

長浜市では、未利用財産の売却を推進するため、表記市有地の売払いについて一般競争入札を実施します。この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。入札への参加を希望される方は、「入札実施案内書」をよくお読みになったうえでお申込みください。

案内書は、市ホームページからダウンロードできるほか、財政課財産活用政策室（本庁舎4階）、北部管理課（北部合同庁舎）、各支所で配布しています。

【一般競争入札とは】

複数の申込者が価格を競い合い、市があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

【申込受付期間】

令和5年9月11日(月)～11月13日(月)まで
(土曜日・日曜日及び祝日除く)

【受付時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

【入札日】

令和5年11月24日(金)

余呉 東野/土地

最低売却価格 **116** 万円

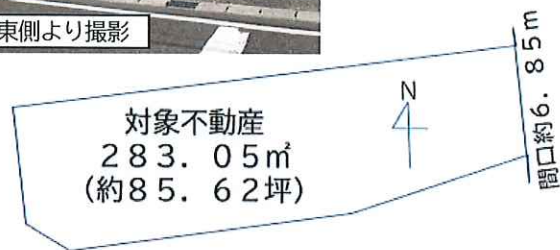


東側より撮影

★現況/更地

★土地面積

283.05㎡



対象不動産
283.05㎡
(約85.62坪)

間口約6.85m

●所在/余呉町東野字馳出し321番1 ●地目/雑種地(公簿) ●土地面積/283.05㎡(実測) ●都市計画/都市計画区域外 ●交通/余呉バス(柳ヶ瀬線)『余呉小学校』まで約30m

高月 森本/土地

1号地 最低売却価格 **630** 万円

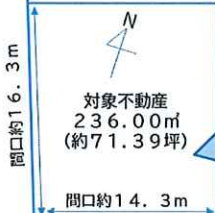
★現況/更地

★土地面積236.00㎡



南側より撮影

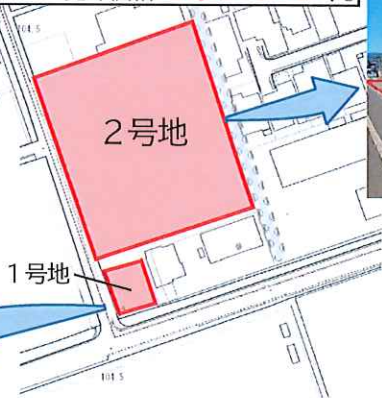
南西・南東
角地



対象不動産
236.00㎡
(約71.39坪)

間口約16.3m
間口約14.3m

2号地 最低売却価格 **3,886** 万円



2号地

1号地



南西側より撮影



対象不動産
3,185.28㎡
(約963.54坪)

間口約60.1m

●所在/【1号地】高月町森本字前田258番1、【2号地】同所260番1 ●地目/【1号地】雑種地(公簿)【2号地】宅地(公簿) ●土地面積/【1号地】236.00㎡(実測)【2号地】3,185.28㎡(実測) ●都市計画/非線引き都市計画区域 ●建ぺい率/70% ●容積率/200% ●交通/JR『高月駅』まで約900m～940m

高月 西柳野/土地

最低売却価格 **826** 万円

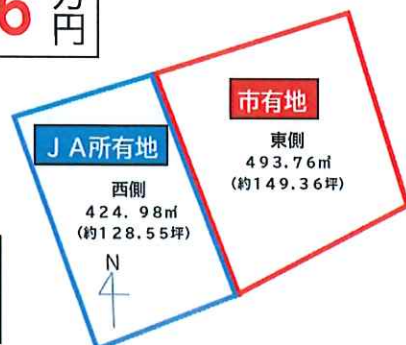


南西側より撮影

★現況/更地

★古保利小学校まで
約340m

合計918.74㎡
(約277.91坪)



J A所有地
西側
424.98㎡
(約128.55坪)

市有地
東側
493.76㎡
(約149.36坪)

J A 北びわこの
共同売却物件

●所在/【市有地】高月町西柳野字里内520番【J A所有地】同所520番9 ●地目/【市有地】宅地(公簿)【J A所有地】宅地(公簿) ●土地面積/【市有地】493.76㎡(実測)【J A所有地】424.98㎡(実測) ●都市計画/非線引き都市計画区域 ●建ぺい率/70% ●容積率/200% ●交通/高月デマンドタクシー『西柳野』まで約40m
●最低売却価格【市有地】444万円【J A所有地】382万円
●問合せは各所有者まで。J A所有地問い合わせ先：J A北びわこ総務部企画管理課 TEL:0749-78-2403
●申込みは長浜市まで。

【問い合わせ先】財政課 財産活用政策室 TEL:0749-65-1717 Mail:zaikatsu@city.nagahama.lg.jp

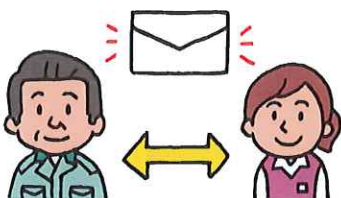
電帳法への対応を進めましょう!

電子帳簿保存法は、税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データで保存すること、取引情報の保存義務などを定めています。保存区分は以下の①②③です。

対象者 帳簿や書類の保存が義務付けられているすべての事業者（所得税や法人税を申告すべき、すべての事業者）

1

電子取引データの保存



メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルを必ず電子データとして保存する。

①はすべての事業者が対応しなければなりません。

2

電子帳簿等保存



パソコンなどで作成した帳簿や取引書類を電子データとして保存する。

②と③の利用は任意です。以前は事前に管轄の税務署長に届け出が必要でしたが、令和4年1月から事前承認が不要になっています。

3

スキャナ保存



受け取った書類などをスキャンして画像データ化し、電子データとして保存する。

詳しくは、裏面をご覧ください。

対象となるもの

自社でパソコンなどで作成した帳簿や書類

- ・帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、売上帳など）
- ・決算関係書類（損益計算書、貸借対照表など）
- ・見積書、納品書、請求書、領収書などの控え

検索要件を満たさなくてもOK

対象となるもの

- ・相手から受け取った書類
- ・相手に交付した書類の写し（見積書、納品書、請求書、領収書など）

※タイムスタンプの付与や訂正削除を確認できるクラウド保存などの対応が必要

スキャン保存要件や入力者に関する情報の確認要件は廃止

必要な準備を チェック!

- ☐ 現在行っている電子取引を把握
→取引書類、授受方法、保存方法、件数など。
- ☐ 保存方法を検討、決定
→保存要件を満たす保存方法や社内でのデータの受け渡し方法の検討や保存場所の決定など。
- ☐ 社内への通知
→保存すべき取引情報が誤って破棄されないよう、電子取引データの保存ルールや具体的な対応内容などについて周知。

1 電子取引データの保存

電子取引を行った場合の書類は、紙に印刷して保存することが認められていましたが、**令和6年1月1日から、改ざん防止措置や検索機能の確保などの保存要件に従った電子データの保存が義務となります。**メールやウェブでの取引履歴は一定期間を経過すると自動的に削除されたり検索できなくなったりすることがあるため、別途保存が必要です。

電子取引を行った場合の書類の例

- ・電子メールの添付で受け取った請求書（PDFなど）
- ・電子メールに添付して送った請求書（PDFなど）
- ・インターネットサイトで商品を購入した際に発行された領収書
- ・請求書システム経由でやり取りした請求書など

START!

YES → NO →

1 改ざん防止のための措置をとっている。

次のいずれかの方法で保存書類の改ざんをしていないと証明できるようにすること。

- ・タイムスタンプ付与
- ・訂正・削除の履歴が残るシステムまたは訂正・削除ができないシステムなどを導入
- ・改ざん防止のための事務処理規程を定め、守る

2 税務職員の求めに応じて指定されたデータを速やかに出力できる。

3 取引などの日付・金額・取引先で検索できる。

4 次の要件をいずれも満たしている。

- ・日付・金額は範囲指定で検索可能
- ・日付・金額・取引先のうち2つ以上の任意項目の組み合わせで検索可能

検索要件を満たす簡易な方法の例

- ・表計算ソフトなどで索引簿を作成
- ・規則的なファイル名を付したデータファイルを使用
→ファイル名に日付・金額・取引先を入力して規則性を持たせ、特定のフォルダに集約して検索できるようにする

次のどちらかに当てはまる。

- ④ 基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下
- ⑤ 電子取引データ印刷書面を日付・取引先ごとに整理し、提示・提出が可能

税務職員のデータのダウンロードの求めに応じてデータを提示・提出できる。

原則的なルールに従って保存できています。

電子取引データの保存状況などをチェックしてみよう！

猶予措置の対象になる可能性あり

猶予措置を受けるには

YES → NO →

1 ①～④の対応ができていないことに、相当の理由がある（④・⑤を含む）。 猶予措置の対象となるのは、システム等の整備が間に合わない場合、システム等の整備は整っているが資金繰りや人手不足等のため①～④を満たすことができない場合です。

ルールに従った保存ができていません。①～④の電子取引データの保存ルールについて、速やかに対応しましょう。

2 税務職員の求めに応じて、電子取引データの印刷書面を提示・提出できる。

ルールに従った保存ができていません。②③について速やかに対応し、猶予措置の適用を受けましょう。

3 税務職員のデータのダウンロードの求めに応じてデータを提示・提出できる。

①～④の電子取引データの保存ルールについて猶予措置の適用を受けられます。